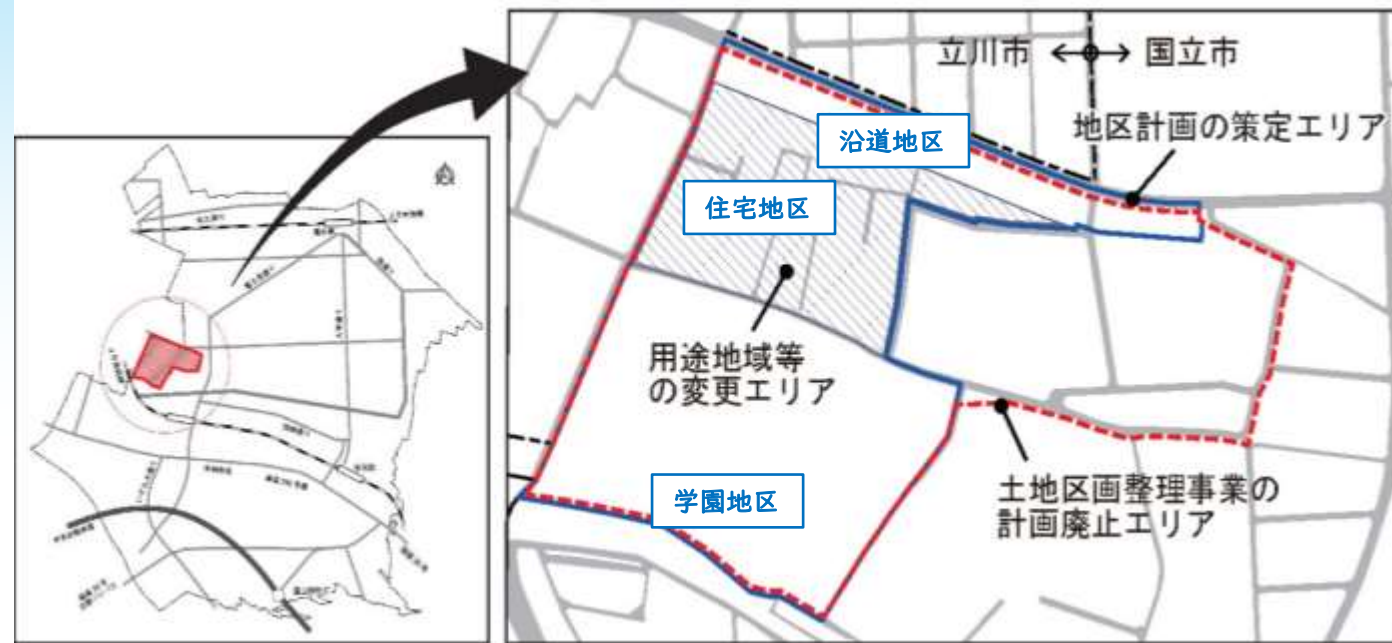
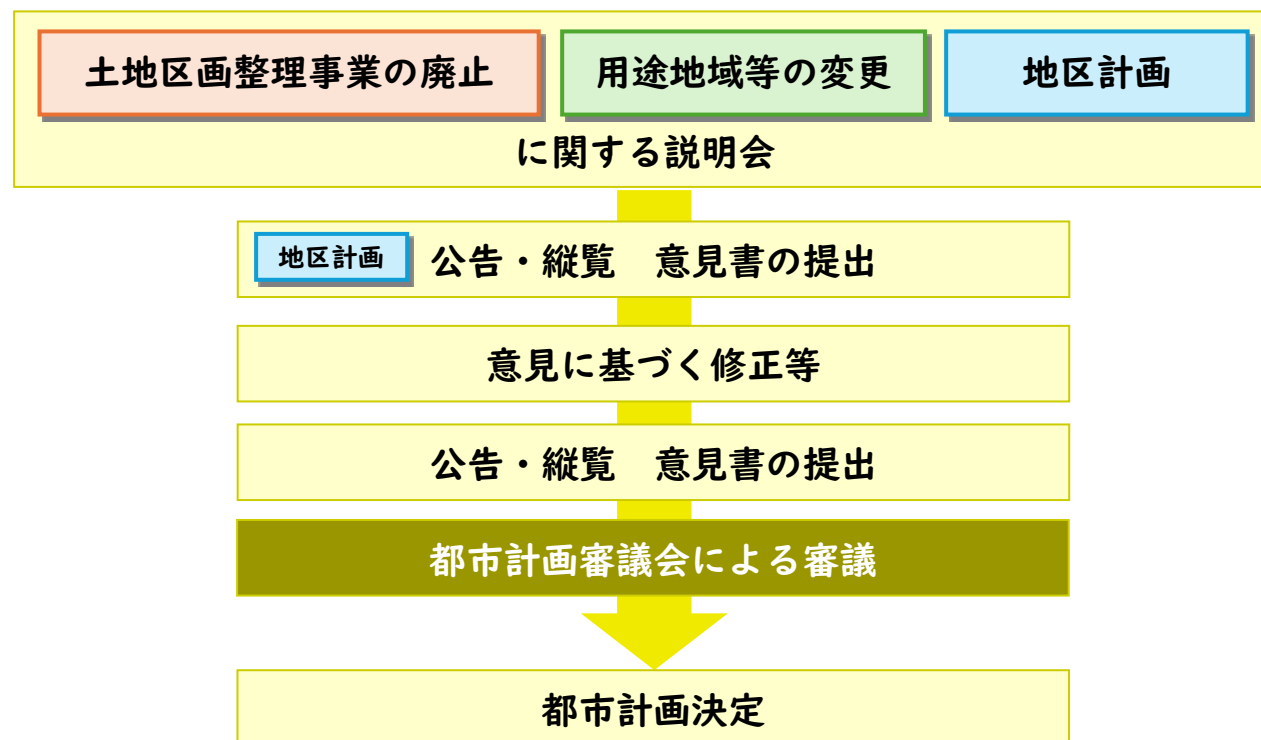


位置図



今後の進め方



～問い合わせ先～

国立市 都市整備部 南部地域まちづくり課 計画整備係
〒186-8501 東京都国立市富士見台 2-47-1
TEL : 042-576-2111 (内線 : 372)
E-mail : sec_nanbuseibi@city.kunitachi.lg.jp

矢川上土地区画整理事業の都市計画廃止、用途地域等及び地区計画の都市計画について



令和7年1月
国立市

土地区画整理事業の廃止

地域の道路など不足する要素を踏まえ、
新たなまちづくりを進めていきます。

新たなまちづくり
||
地区計画



狭小な幅員



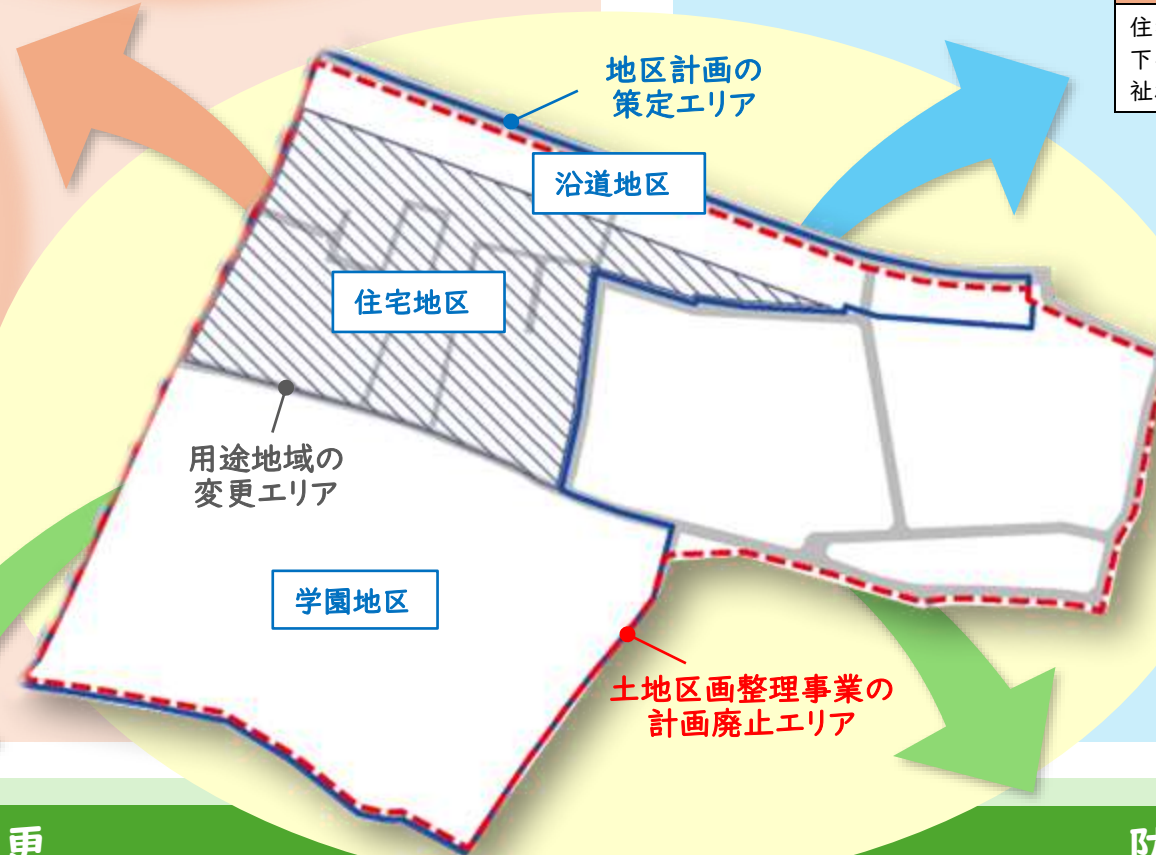
行き止まり道路



戸別訪問や勉強会など
における主な意見



用途地域の変更エリア



地区計画の
策定エリア

沿道地区

住宅地区

学園地区

土地区画整理事業の
計画廃止エリア

地区計画の策定

緑豊かでゆとりある住環境の形成、市街地の安全性の向上、
大学と地域が交流する楽しく住み続けられるまちづくりを通じて、
災害に強い、安心安全な地域づくりを目指します。

建築物等の用途の制限

建物の使い方を定めます

住宅地区	沿道地区
住宅、併用住宅、共同住宅、寄宿舍、 下宿、学校、老人ホーム、保育所、福 祉ホーム、診療所、巡査派出所 など	—

建築物の敷地面積の最低限度

敷地の最低面積を定めます

住宅地区	沿道地区
110㎡	—

壁面の位置の制限

道路や隣地との距離を定めます

住宅地区	沿道地区
・道路境界まで0.75m以上 ・隣地境界まで0.5m以上 ・角地は隅切り（隅切りは工作物設置不可）	

建築物等の高さの最高限度

建物の高さを定めます

住宅地区	沿道地区
12m	15m

建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限

建物や看板の色彩や形状を定めます

住宅地区	沿道地区
周辺のまちなみと調和したもの	

垣又はさくの構造の制限

垣やさくの構造を定めます

住宅地区	沿道地区
地面から0.6m以上 の部分は、生垣また はフェンス等とする	—

用途地域の変更

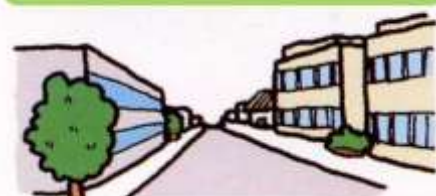
国立市の目指すまちの実現に向け、
用途地域を変更します。

第一種低層住居専用地域



建ぺい率：40%
容積率：80%

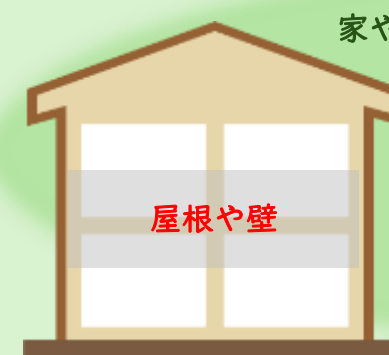
第一種中高層住居専用地域



建ぺい率：60%
容積率：150%

防火・準防火地域の指定

防火・準防火地域とは、
市街地における火災の危険を防ぐために定める地域です。



屋根や壁

家や建物を建築（改築）するときに
燃えにくい構造へ

一定時間延焼を防ぐ性能



屋根や壁に
加えて窓など